





## 内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本委託費					
汚泥運搬再生処分業務					
汚泥運搬再生処分 牛田浄水場	1	式			第 0001 号 明細書
汚泥運搬再生処分 緑井浄水場	1	式			第 0002 号 明細書
直接委託費計					
共通仮設費計					
共通仮設費(率分)	1	式			
純委託費					
現場管理費	1	式			
委託原価					
一般管理費等	1	式			
(内数) 契約保証費	1	式			
委託価格					
消費税及び地方消費税相当額	1	式			
本委託費計					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。  
広島市

## 内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1トン当たり 運搬再生処分業務委託価格					
1トン当たり 運搬再生処分業務委託料					

本設計書の施工条件は積算参考のために  
表示するもので契約書では削除します。  
広島市

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
再生処分費 (牛田浄水場)					T
	452	トン			
(内数) 処分費					
汚泥運搬費 (牛田浄水場) 広島～再生処分施設					
	452	トン			
合 計					
(内数) 処分費					

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
再生処分費 (緑井浄水場)					T
	1,046	トン			
(内数) 処分費					
汚泥運搬費 (緑井浄水場) 広島～再生処分施設					
	1,046	トン			
合 計					
(内数) 処分費					







# 仕 様 書

## 1 業務名

牛田浄水場ほか汚泥運搬再生処分業務（単価契約）

## 2 履行場所

- (1) 牛田浄水場 広島市東区牛田新町一丁目8番1号
- (2) 緑井浄水場 広島市安佐南区緑井町311番地

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで  
（搬出期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

## 4 委託目的

本業務は、牛田浄水場及び緑井浄水場において発生した汚泥ケーキを受注者の再生処分施設まで運搬し、再資源化するものである。

## 5 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、道路運送車両法及び労働安全衛生法等の関係法令並びに関係する条例、規則等を遵守し、産業廃棄物の収集運搬、処分及び安全対策に努めるものとする。
- (2) 受注者は、広島市水道局(以下「局」という。)から委託された産業廃棄物の運搬及び処分業務を、更に第三者に委託しないものとする。ただし、再生処分施設の障害等により委託期間中に運搬及び処分業務を再委託する必要がある場合、受注者は局の承認を得て、法令に定める再委託基準に従い運搬及び処分業務を再委託することができる。なお、再委託の必要性がなくなった場合には、この再委託を受注者の責任において解除しなくてはならない。

## 6 業務内容及び実施

受注者は、設計書、仕様書及び図面に基づき業務を実施するものとする。

## 7 業務実施日及び時間

業務は局の平日就業時間内（午前8時30分～午後5時15分※ただし午後0時～午後1時は除く。）に実施すること。各浄水場における搬出時期については、局の指示によるものとする。なお、平日とは、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。ただし、局が必要と認めた場合は、この限りではない。

## 8 業務に関する注意事項

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。なお、自動車検査あるいは修理等で届出事項に変更が生じた場合は、その都度、変更書類を提出するものとする。

- (1) 現場責任者通知書
- (2) 委託業務実施計画書  
次の項目について記載すること。
  - ア 業務概要
  - イ 工程表
  - ウ 現場組織表
  - エ 緊急時の体制
  - オ 安全管理
  - カ その他局係員が求める項目
- (3) 広島県(市)が発行する産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (4) 搬入先所管県(市)が発行する産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (5) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (6) 本業務に使用する全ての自動車検査証の写し
- (7) 県外産業廃棄物搬入処理計画書及び搬入処理協議完了通知書の写し(ただし、広島県外において再生処分を行い、その県において協議を必要とする場合)
- (8) 再生処分施設の概要(所在地、処理方法、処理能力等)、収集運搬に使用する車両の概要(車種、積載量、登録番号等)、運搬経路、本業務に従事する現場責任者及び従業員名簿、緊急時の連絡体制等を記載した再生処分業務計画書
- (9) 計量器検査合格証明書の写し
- (10) その他必要な書類

## 9 履行

- (1) 受注者は、委託業務実施計画書に基づき、適正な履行管理を行うこと。
- (2) 受注者は、業務に必要な人員、器具等を確保し、業務の円滑な履行に努めるものとする。

## 10 緊急の業務

- (1) 本業務の履行場所は、上水道施設内であるため、施設等に損傷を与えないように十分注意するとともに、諸施設に損傷を与えた場合、速やかに局係員に報告するとともに、受注者の責任において補修等適切な処置を講ずるものとする。  
また、稼働中の諸施設及び業務か所以外は立入らないこと。
- (2) 受注者は、本業務中に事故が発生した場合、直ちに局係員に報告するとともに、適切な処置を講ずるものとする。

## 11 安全対策その他

受注者は、業務にあたり、危険が予想される場所では、安全対策を十分に行い、事故防止に努めるものとする。

## 12 衛生管理

受注者は、水道施設内又はその付近での業務にあたって、水道法等関係法令を遵守し、衛生

管理に十分注意するものとする。

### 13 業務報告書等の提出

- (1) 受注者は、浄水場の排水処理施設維持管理業務受注者の立会いのもとで汚泥ケーキを積み込み、汚泥ケーキ運搬業務が終了した後に、汚泥ケーキの搬出量を記載した排水処理施設汚泥ケーキ搬出日誌を浄水場ごとに作成して提出するものとする。
- (2) 受注者は、浄水場ごとに局係員が必要事項を記入した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を受け取り、必要事項を記入した後に再生処分施設へ搬入する。
- (3) 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)のB 2票、D票及びE票並びに再生処分施設の搬入時における計量票の写しを、速やかに提出するものとする。
- (4) 受注者は、排水処理施設からの搬出時及び再生処分施設への搬入時の写真をその都度撮影して、速やかに提出するものとする。
- (5) 受注者は、毎月の業務実施報告書を提出するものとする。

### 14 汚泥運搬再生処分業務その他

#### (1) 運搬業務

ア 汚泥ケーキは、牛田浄水場及び緑井浄水場における排水処理施設のケーキホッパーから適宜ダンプトラックに積み込み、受注者の再生処分施設まで直接運搬するものとする。なお、汚泥ケーキ積込場所の寸法は、牛田浄水場が幅約3.0m×高さ約3.0m、緑井浄水場が幅約4.9m×高さ約3.5mである。

イ ダンプトラックについては、汚水等が漏洩しないように工夫し、積載重量を超過して汚泥ケーキを積み込まないものとする。

ウ 各浄水場で汚泥ケーキを積み込む時には、排水処理施設維持管理業務受注者の立会いのもとで行い、排水処理施設のケーキホッパー用計量器により計量を行うものとする。

エ 排水処理施設の運転上、汚泥ケーキを1日に数台積み込む場合があるため、これに対応できること。

#### (2) 再生処分業務

ア 汚泥ケーキは、受注者の処分施設で必要な処理を行い、その全量を再資源化するものとする。

イ 汚泥ケーキの保管及び再資源化に伴う作業中は、周辺環境の保全に努めるものとする。

ウ 汚泥ケーキの再生処分量は、再生処分施設または計量施設に設置された計量器により計測した数量とし、この数量を用いて運搬及び再生処分の検収を行うものとする。なお、計量器は、計量法に基づき取引ができるものでなければならない。

#### (3) 汚泥ケーキ再生処分見込み量

1, 498トン/年とする。なお、各浄水場の内訳は、次のとおりである。

ア 牛田浄水場 452トン/年

(月間最大 70トン以上、週間最大 24トン以上、一日最大 9トン以上)

イ 緑井浄水場 1,046トン/年

(月間最大 143トン以上、週間最大 55トン以上、一日最大 20トン以上)

- (4) 受注者は、浄水場の排水処理施設維持管理業務受注者との連絡調整を綿密にとり、浄水業

務あるいは汚泥脱水業務等に支障を来たさないようにするものとする。

- (5) 運搬中は、汚泥が浄水場や計量場所あるいは道路に飛散しないように十分に注意をし、万が一にも飛散した場合には、速やかに清掃を行うものとする。
- (6) 本業務に支障が生じた場合は、速やかに局係員と協議して対応するものとする。
- (7) 契約は、汚泥ケーキ1トン当たりの単価をもって行うものとし、仕様書に記載されている汚泥ケーキ再生処分見込み量と実際の再生処分量に差が生じても、契約単価の変更は行わないものとする。

○ 広島市の休日を定める条例の抜粋

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 8月6日(平和記念日)

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平4条例58・一部改正)

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

# 特記仕様書

## 1 委託内容

### (1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎収集運搬に関する事業範囲

〔収集地〕	〔運搬先〕
許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

#### ◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

### (2) 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 一般汚泥  
数量： 1,498トン

### (3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
処分の方法： \_\_\_\_\_  
施設の処理能力： \_\_\_\_\_

(4) 収集・運搬のための積替え・保管の禁止

受注者は、収集・運搬の途中において、発注者から委託された産業廃棄物を積替え又は保管することなく、速やかに前項に掲げる処分場に搬入しなければならない。

(5) 処分のための保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

## 2 義務と責任

### (1) 発注者

ア 発注者は、受注者が情報を有しないことにより不適正な処理が生ずるおそれのある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託しようとする場合は、必要な情報を受注者に通知しなければならない。

なお、発注者は、必要な情報を通知しなかったことによって受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者は、後記3の規定にかかわらず、発注者に受託した廃棄物の引き取りを請求することができる。

イ 発注者が委託する産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報は次のとおり。

発 生 工 程：浄水処理により発生する汚泥を脱水したもの

性状及び荷姿：一般汚泥（含水率約62%）

ウ 発注者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一、混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は受託した産業廃棄物の引き取りを拒むことができる。この場合において、発注者は委託料の支払いを免れず、受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

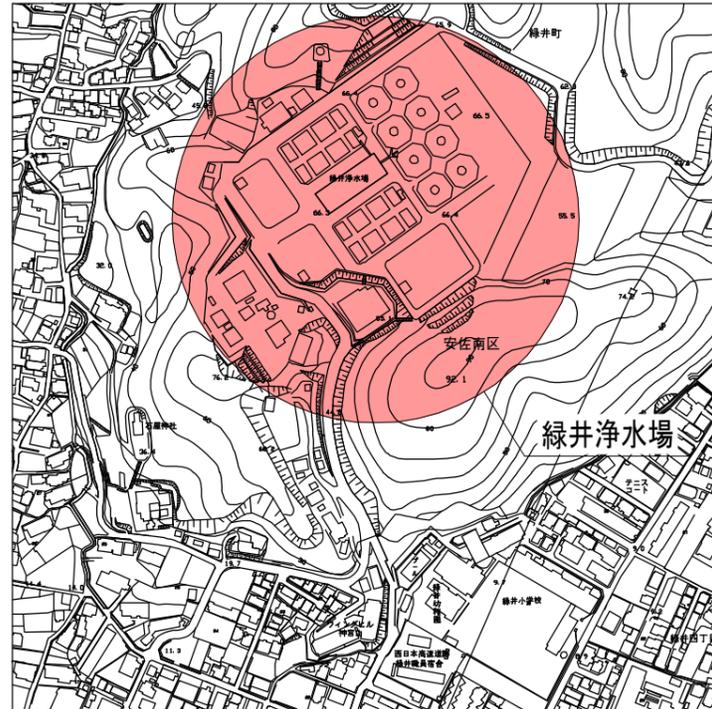
### (2) 受注者

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

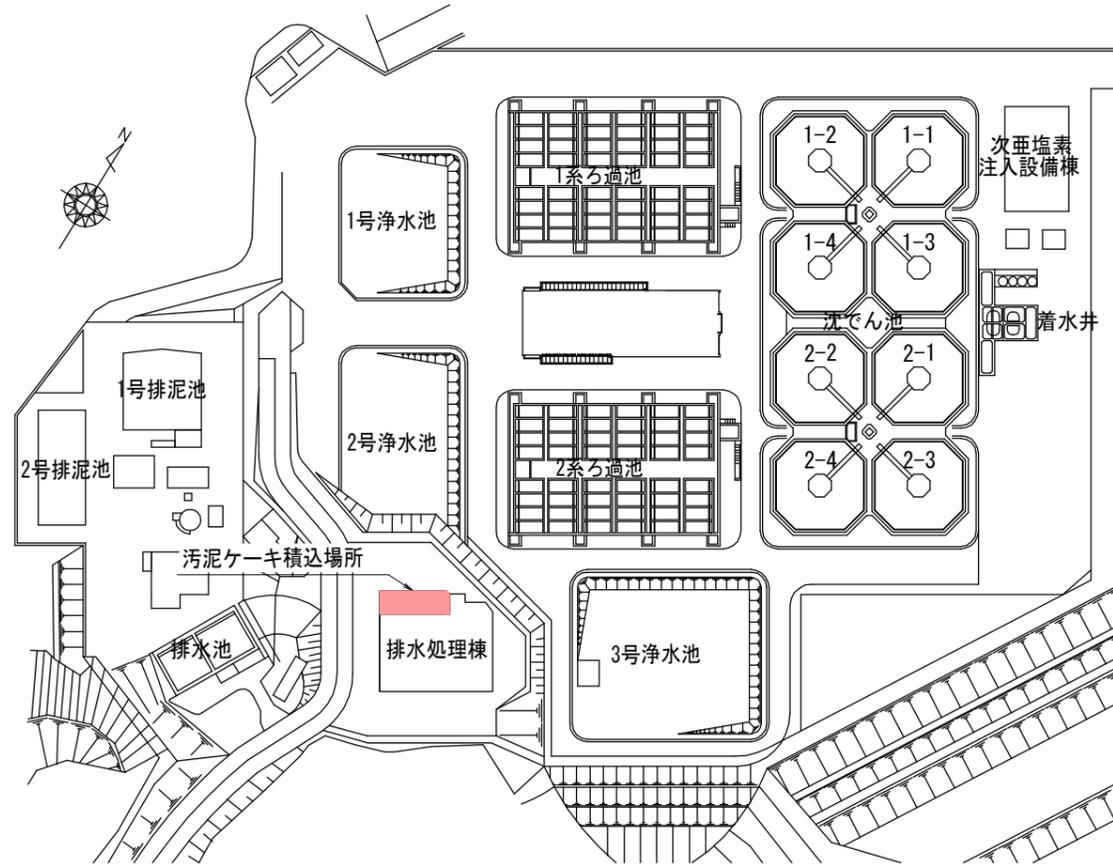
## 3 契約の解除

広島市水道局委託契約約款第14条1項により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者・受注者双方の責任で処理した後でなければ、この契約を解除できない。

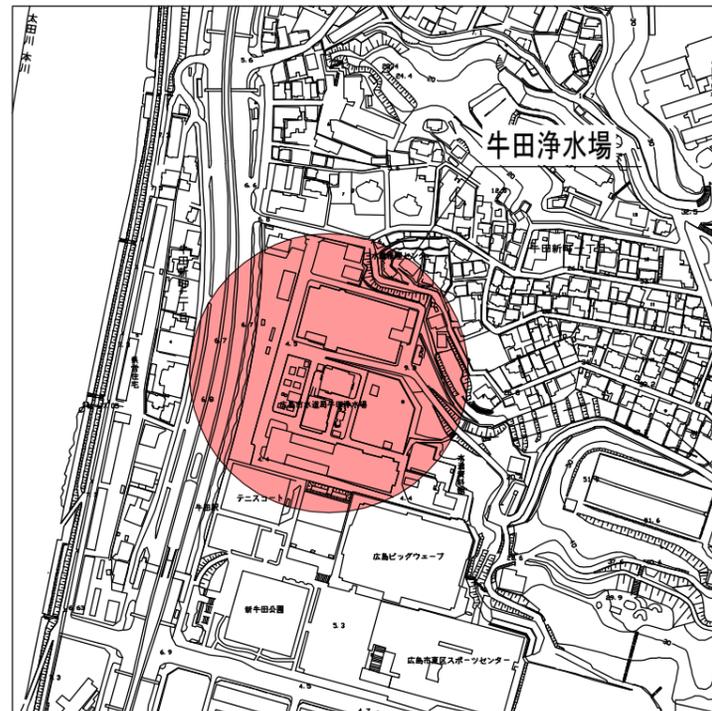
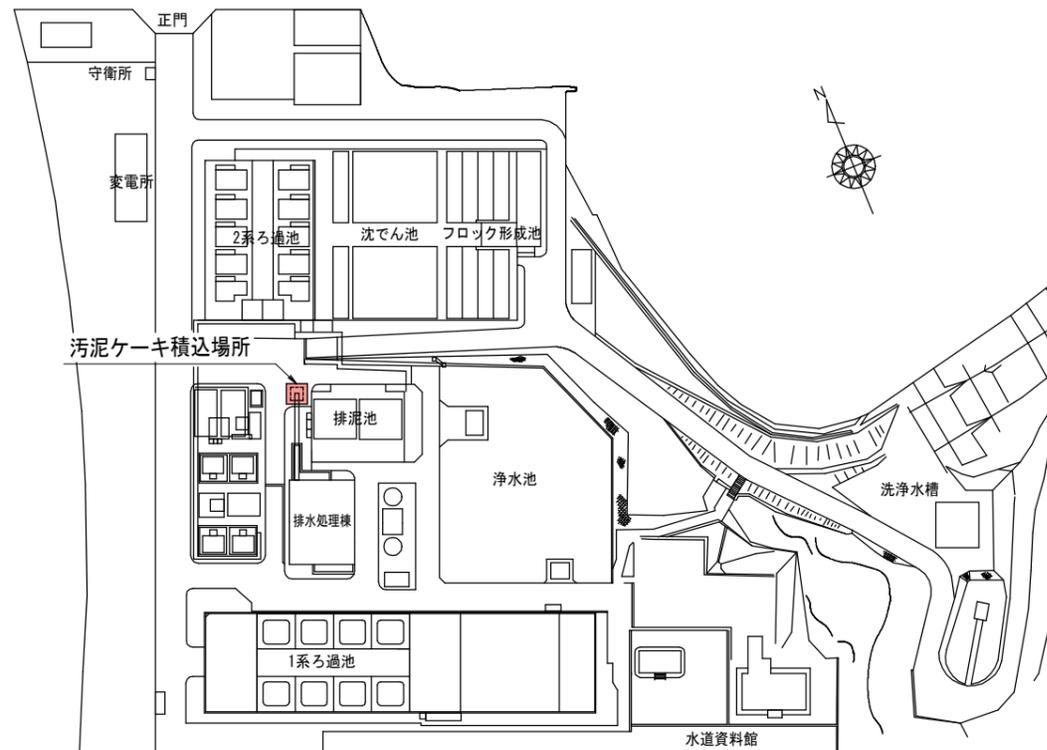
位置図 S=1/6000



緑井浄水場平面図 S=1/2000



牛田浄水場平面図 S=1/2000



凡例	
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: red; border-radius: 50%;"></span>	履行場所
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: red;"></span>	業務か所

管理番号			
配管台帳図面番号			
業務番号	令和8年度		
業務名	牛田浄水場ほか汚泥運搬再生処分業務 (単価契約)		
図面枚数	1枚の内1葉	縮尺	図示
設計		図面寸法	A3
写真	設計	係長	課・所・場長
広島市水道局 技術部 牛田浄水場			

位置図  
牛田浄水場平面図  
緑井浄水場平面図